

川口市告示第 989 号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

令和 5年12月 1日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 特定生産緑地を解除する土地の区域及び面積

別表のとおり

特定生産緑地（川口市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

番 号	位 置	特定生産緑地の面積
特定 新郷第29号	川口市前野宿字上野地内	約0.24ha
特定 神根第38号	川口市大字木曾呂字天神下地内	約0.08ha
特定 神根第122号	川口市字新井宿字下壺斗蒔地内	約0.11ha
特定 安行第34-1号	川口市大字安行原字中郷地内	約0.05ha
特定 戸塚第63号	川口市東川口1丁目地内	約0.06ha
特定 戸塚第64号	川口市東川口1丁目地内	約0.04ha